

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力や資本効率などの改善を図ることが株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーに対する最優先事項と考えております。

そのため、内部統制システムの整備に加えて、経営の透明性・健全性を確保し、コーポレートガバナンスの継続的な強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-(4) 議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳化など】

外国人株主の比率が当社の株主構成上において非常に低いことから、これまで海外投資家に着目した特段の対応は行っていません。これからは、議決権の電子行使を可能とするシステムの導入など、逐次環境の整備を進めてまいります。

【補充原則3-1-(2) 海外投資家への対応】

当社の直近3ヶ年における各事業年度の外国人株主比率は1.87%、2.97%、5.07%と増加傾向で推移していることを鑑み、今後は適時開示資料を中心とした英語での情報の開示・提供を進めてまいります。

【補充原則4-1-(3) 後継者の計画について】

取締役会の内部委員会として設置している指名委員会は、取締役会で定めた役員の定年を基に、代表取締役候補者および取締役候補者の提案をその役割として活動しており、取締役会は指名委員会からの提案を受け、その審議を通じて候補者決定プロセスの監督を行っています。しかしながら、現時点では代表取締役社長の指名基準およびその後継者の計画について具体的なものを策定していないことから、これらを指名委員会および取締役会において審議・策定した上で、取締役会による監督を行ってまいります。

【原則4-6 経営の監督と執行】及び【補充原則4-8-(1) 独立社外者のみを構成員とする会合】

当社における現在の独立社外取締役は2名であり、参加している取締役会では積極的な発言や様々な意見を交わしております。独立社外取締役としての各々の意思・見解を尊重し、現時点において会社側が独立社外取締役のみで形成される会合は設定しておりませんが、現在の取締役会の構成や、「原則4-6」に掲げられている“業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用”という点を鑑み、必要に応じて独立社外取締役を含む非業務執行取締役と社外監査役を構成員とする会合等を設定してまいります。

【補充原則4-8-(2) 筆頭独立社外取締役】

当社における現在の独立社外取締役は2名であり、参加している取締役会では積極的な発言・様々な意見を交わしております。独立社外取締役が2名であること、また、取締役会では各々が発する質疑・意見を妨げるような雰囲気はなく、敢えて2名から「筆頭」を決定する必要はないと考えられます。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】及び【補充原則4-11-(3) 取締役会全体の分析・評価】

当社では、定期的に各取締役の自己評価及び取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示するとともに取締役会の今後の在り方や運営に反映してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・強化のため、政策的に株式を取得・保有する可能性があります。株式の取得にあたっては、取得の意義・目的、期待収益及び定量的なリスクなどを審査した上で実行の可否を判断し、取得後は定期的に保有を継続する必要性について審議してまいります。また、保有株式に係る議決権については、発行会社のガバナンス体制や経営方針を踏まえ、対象となる株主総会の議案内容が当社の中期的な企業価値向上にとってプラスとなる、あるいはマイナスを回避するものであるのかを精査し、行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

いわゆる利益相反取引や競業取引に相当する取引を行う場合、取締役会規程に基づき、取締役会において予め取引の内容や規模等について承認を受け、取引実行後には取締役会において報告が行われております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 当社では、技術力向上に努め、高付加価値ビジネスを志向し、安定した利益成長を図り、高度情報化社会の発展へ貢献することを経営の基本方針として定めております。この「経営の基本方針」に加え、「資本政策の基本方針及び目標とする経営指標」や「株主還元方針」、経営計画である「VISION2020(成長に向けた変化への挑戦)」については、当社ウェブサイト(<http://www.teldevice.co.jp/ir/governance.html>)に掲載しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針については、次のとおりであります。

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力や資本効率などの改善を図ることが株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーに対する最優先事項と考えております。そのため、内部統制システムの整備に加えて、経営の透明性・健全性を確保し、コーポレートガバナンスの継続的な強化に努めてまいります。

1. 取締役会の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任を念頭に置き、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力や資本効率等の改善を図るため、以下の役割・責務を果たしてまいります。

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 客観的な立場から、取締役・執行役員に対する実効性の高い監督を行うこと
- (3) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境の整備を行うこと

2. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報や非財務情報について、法令に基づく開示はもとより、それ以外の情報提供にも積極的に取り組んでまいります。取締役会は株主に対する説明責任を踏まえ、会社が提供する情報が有用性の高いものとなるよう努めてまいります。

3. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行ってまいります。

4. 株主との対話

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会をはじめとする対話の機会を設け、株主との建設的な対話に努めてまいります。なお、対話に向けた当社の体制・取り組みについては、後述の原則5-1に記載のとおりであります。

5. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会などステークホルダーとの良質な関係構築の結果であることを十分に認識し、各ステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。

(iii) 経営陣幹部及び取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の【取締役報酬関係】及び【インセンティブ関係】に記載しております。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、次のとおりであります。

(経営陣幹部の選任)

経営陣幹部については、全社的な経営戦略や事業方針などを迅速且つ的確に遂行できる能力を持ち、当社グループ全体を俯瞰した立場からリーダーシップを発揮でき、加えて高い企業倫理観を有する者を取締役会で選任いたします。

(取締役候補者の指名)

取締役候補者の指名については、候補者の持つ知見・経験をはじめ、取締役として相応しいと思われる資質並びに取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を踏まえ、指名委員会で審議した上で取締役会に提案し、その承認をもって株主総会に諮ります。

(監査役候補者の指名)

監査役候補者については、候補者の知見・経験・保有資格及び多様性を踏まえ、代表取締役が監査役会に提案いたします。監査役会では、候補者の選定に関する確認項目に基づき審議を行い、監査役会が同意した候補者が取締役会に上程され、その承認をもって株主総会に諮ります。

なお、社外役員の選任に関する方針については、会社法上の要件に加え、原則として候補者とする際に当該社外役員が所属する法人等及び本人と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、独立性を有した者を招聘することとしております。また、独立役員に係る選任基準については本報告書の【独立役員関係】に記載しております。

(v) 現在の経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名の理由等については、「第30期定時株主総会招集ご通知」(平成27年5月25日公表)の参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-(1) 取締役会付議基準】

当社は、取締役会規程や決裁基準において法令・定款で定めているもののほか、金額基準などを設け、取締役会へ決議・決裁を図るべき内容を定めております。また、当社では、執行役員制度を導入しており、執行役員は執行役員会議規程や決裁基準に基づき、外部環境の変化に迅速に対応できる体制で経営にあっております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

現在、当社における独立社外取締役は2名であり、各々の選任理由と会社が望む役割・責務については「第30期定時株主総会招集ご通知」(平成27年5月25日公表)の参考書類に記載しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえた独立役員の選任基準を策定しており、「独立役員届出書」(平成27年5月25日公表)及び本報告書の【独立役員関係】に記載しております。

独立社外取締役の候補者選定においては、上記の基準のほか、経営マネジメントの経験等を加味した人材を招聘しており、個々の選任理由については「第30期定時株主総会招集ご通知」(平成27年5月25日公表)の参考書類に記載しております。

【補充原則4-11-(1) 取締役会の構成について】

取締役会全体としての知識・経験・能力の観点からバランスと多様性を確保した上で、十分な審議と執行の監督に不足のない規模であることが重要であると認識しております。現在の取締役会は、業務に精通した豊富な経験や高度な専門知識を有する業務執行取締役と、客観的な立場から経営を支援・監督する非業務執行取締役から構成されており、多様性と規模については適切であると判断しております。

【補充原則4-11-(2) 取締役・監査役の兼任状況】

当社における社外役員としての責務を果たす限り、社外役員が他社の役員を兼任することは、様々な視点からの監督・監査を行う上で、その能力の醸成という側面から有効であると考えます。兼任の社数について具体的な上限数は設けておりませんが、各社外役員が合理的であると判断している範囲において兼任を行っており、直近の兼任内容については、「第30期定時株主総会招集ご通知」(平成27年5月25日公表)の事業報告に記載しております。

【補充原則4-11-(3) 取締役会全体の分析・評価】

本項目については、本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則4-14-(2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

経営の監督・監査機能が十分に発揮されるよう、社内役員には会社法をはじめとした法的知識などを踏まえ、期待される役割・責務の理解を促し、社外役員には当社の事業内容・課題・外部環境などを理解してもらうトレーニング等の機会を定期的に設けてまいります。また、第三者機関の研修や講演なども実施し、法令遵守や企業経営に関する理解を深めてまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

企業価値向上のため、株主との建設的な対話を行い、双方の考えや理解を深めることが重要であると考えております。対話(面談)の要望に対しては、株主から予め対話の目的や概要を伺った上で積極的に対応してまいります。

1. 担当取締役について

当社は、株主との建設的な対話が重要であると認識しており、広報・IR担当取締役を設けるとともに、決算説明会などの主な会合においては、社長の参加も加え、対応してまいります。

2. 対話に向けた社内体制について

株主との最初の接点について、アナリストや機関投資家の場合には広報・IR室が、個人株主の場合には総務部が窓口となります。株主との対話の際には、必要に応じて関係部署がサポートする体制が構築されております。

3. 個別面談以外の対話について

アナリストや機関投資家向けの決算説明会、取引所や証券会社等が主催する個人株主向けの説明会への参加などを通じ、個別面談以外の場における対話の充実を図っております。

4. 取締役会へのフィードバックについて

社長及び広報・IR担当取締役は、実際の面談などを開催したのち、必要に応じてその内容などについて取締役会で報告を行い、各役員が情報を共有するとともに今後の経営に関する方向性やIRの施策などについて議論を行ってまいります。

5. 対話における情報管理体制について

インサイダー情報の管理等に関する規程を定めており、対話に際しては開示前の情報が漏洩しないよう心がけるとともに、必要な情報に関しては適時開示体制に則って株主への適切な開示を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京エレクトロン株式会社	3,532,700	33.82
東京エレクトロンデバイス社員持株会	433,764	4.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75722口)	317,100	3.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75723口)	157,700	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	105,300	1.01
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	82,338	0.79
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	79,600	0.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	64,500	0.62
奥田 一志	62,000	0.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	45,100	0.43

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川 國雄	他の会社の出身者								○			
不破 久温	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 國雄	○	同氏がかつて在籍していた株式会社NTTドコモ及び代表取締役会長として在任する株式会社協和エクシオと当社との間には取引関係があるものの、その取引額は非常に僅少であることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。	これまで培われた経営マネジメントに関する豊富な知識と経験に基づき、客観的な視点から当社の経営全般に対する監督の遂行と的確な助言を期待し、社外取締役として招聘しております。同氏と当社との間には資本的関係・人的関係等の特別な利害関係はなく、また、当社の「独立役員選任基準」を満たすことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
不破 久温	○	同氏は株式会社東芝及び株式会社JVCケンウッドの出身者であり、株式会社東芝及び株式会社JVCケンウッドと当社との間には取引関係があるものの、その取引額は非常に僅少であることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。	過去に携わってきたエレクトロニクス業界における知見や経営マネジメントの経験に基づき、客観的な視点から当社の経営全般に対する監督の遂行と的確な助言を期待し、社外取締役に招聘しております。同氏と当社との間には資本的関係・人的関係等の特別な利害関係はなく、また、当社の「独立役員選任基準」を満たすことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	3	1	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	3	1	0	0	なし

補足説明

当社が任意で設置している取締役会の内部委員会の概要は次のとおりであります。取締役の選任や報酬の決定プロセスを含む経営の客観性・透明性を高めるため、監査役設置会社としての基本的な機関設計に、このような指名委員会等設置会社の機能を加味した体制を採用しており、各委員会の協議結果は取締役会に提案されます。なお、各委員会の委員は、取締役会決議により決定しております。

(指名委員会)

指名委員会は、取締役候補者・代表取締役候補者を取締役会に提案することを目的としております。

現在は、社外取締役を含む取締役4名(初見泰男氏、上小川昭浩氏、長谷川雅巳氏、石川國雄氏)で構成されております。

(報酬委員会)

報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度ならびに代表取締役の報酬内容を取締役に提案することを目的としております。

現在は、社外取締役を含む取締役4名(天野勝之氏、佐伯幸雄氏、常石哲男氏、不破久温氏)で構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査役と会計監査人の連携状況)

監査役は、会計監査人との間で四半期毎に定例会議を開き、緊密な連携を保つ中で、意見・情報交換を行うと同時に会計監査人の独立性のチェックを行っております。具体的には、会計監査人から監査計画概要書を受領し、監査方針、重要監査項目、スケジュールの説明を受けております。また、定例会議では内部統制システム運営上の問題点等の確認を行っており、期末には会計監査人とともに実地棚卸に立ち会い、監査の実効性向上を図っております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

内部監査に際しては、常勤監査役が実地調査に適宜同行することにより、監査実務の連携が保たれております。毎月開催される情報連絡会では監査室による業務監査の結果が常勤監査役に報告され、また、監査役と監査室は相互に日常的な情報交換を行うことで、実質的な連携が図られております。

(会計監査人と内部監査部門の連携状況)

会計監査人は、監査室が行った業務監査の内容や、監査結果の閲覧、監査室担当者との意見交換等により会社の実態を把握し、会計監査業務の補完を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福森 久美	公認会計士													
成瀬 圭珠子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福森 久美	○	—	公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識、企業経営や監査役としての実務経験に基づき、当社の監査体制強化に寄与していただくことを期待し、社外監査役として招聘しております。 同氏と当社との間には資本的関係・人的関係等の特別な利害関係はなく、また、当社の「独立役員選任基準」を満たすことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
成瀬 圭珠子		—	弁護士としての専門知識等を有しており、その知見と実務経験を当社の監査体制の中で活かすことを期待し、社外監査役として招聘しております。 なお、東京証券取引所が規定した「独立性基準」や「属性情報」として掲げられている内容には該当しないものの、同氏は当社のその他の関係会社である東京エレクトロン株式会社の顧問弁護士事務所である林田総合法律事務所に所属しており、当社の「独立役員選任基準」を満たさないことから、独立役員には指定していません。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【独立役員選任基準】

当社では、社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」と表記。)のうち、次の各項目のいずれにも該当しない者から独立役員を選任します。

1. 当社グループ関係者
 - a. 最近日現在又は直前10事業年度における当社又は当社の関係会社(以下「当社グループ」と表記。)の社外役員を除く取締役、監査役又は使用人(以下「役員等」と表記。)
 - b. 当社グループから役員(常勤・非常勤を問わない)を受け入れている会社の役員等。
2. 主要株主
 - a. 最近日における当社の主要株主(1)又はその役員等。
 - b. 最近日において当社グループが主要株主である会社の役員等。
3. 取引先関係者
 - a. 直前3事業年度において当社を主要な取引先(2)とする会社の役員等。
 - b. 直前3事業年度における当社の主要な取引先(2)の役員等。
 - c. 直前3事業年度において当社グループが一定額(3)を超える寄付等を行っている組織の代表者又は従事者。
 - d. 直前3事業年度における当社の主要な借入先(4)の役員等。
4. その他
 - a. 直前3事業年度における当社グループの会計監査人、監査法人の社員、パートナー又は従業員。
 - b. 直前3事業年度において当社グループから役員報酬以外に一定額(3)の報酬を受領しているコンサルタント、公認会計士、弁護士など。(個人ではない組織の場合は、当該組織に所属する者)

当社における社外役員の再任は、通算の在任期間が8年までとします。

上記で示した条件に該当する者が個人である場合には、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族(以下「配偶者等」という。)である者。

上記で示した条件に該当する者が法人(事業体)や組織である場合には、その役員等の配偶者等。

上記のいずれかに該当する場合であってもなお、当社が独立役員としてふさわしいと考えた社外役員については、その理由を対外的に説明することを条件として独立役員に選任することがあります。

〔数値基準〕

- (1)「主要株主」とは、議決権所有割合が10%以上の株主を指し、直接保有と間接保有の双方を含むものとします。
- (2)「主要な取引先」とは、当社の対象事業年度における年間連結売上高の2%以上に相当する額の取引がある者を指します。
- (3)「一定額」とは、直前3事業年度の平均で年間1,000万円又は対象とする組織における平均年間総費用の30%に相当する額のいずれか大きい額を指します。
- (4)「主要な借入先」とは、当社連結総資産の5%以上に相当する金額の借入先金融機関等を指します。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めるため、平成26年6月18日の定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入を決議しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期の有価証券報告書に記載した役員報酬等の額は、以下のとおりであります。有価証券報告書では、社外取締役・社外監査役を一括して「社外役員」と表示していることから、当該開示方法に準じて記載しております。また、各報酬金額は平成27年3月期において支給された額あるいは引当金として計上した金額を記載しております。

社外取締役以外の取締役(対象8名)

・・・総額187百万円(基本報酬:170百万円、賞与:10百万円、株式報酬引当金:6百万円)

社外役員(対象4名)

・・・総額22百万円(基本報酬:22百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の月額固定報酬につきましては、適正な水準を考慮して役位毎に定めたレンジ内を目安とし、報酬金額を設定しております。代表取締役の月額固定報酬につきましては、報酬委員会からの提案金額を取締役会で決議し、代表取締役を除く各取締役の当該報酬につきましては、取締役会からの授権に基づき代表取締役が個別の金額を決定しております(注1)。業績連動型報酬につきましては、その対象を常勤の取締役、年度毎の総額を連結当期純利益の5%以内とし、「現金賞与」(短期インセンティブ)と「業績連動型株式報酬」(中長期インセンティブ)の構成割合は概ね2:1に設定しております。現金賞与は連結当期純利益から算定した額を株主総会に付議し、承認を受けることとしております。業績連動型株式報酬は前述の月額固定報酬とは別枠で当社が拠出する取締役報酬額を原資とし、当社株式が信託を通じて取得され、業績達成度に応じて対象となる取締役に当社株式が交付される株式報酬制度となります(注2)。(ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、原則として取締役の退任時となります。)

(注)1 第30期定時株主総会(平成27年6月17日開催)において取締役の月額固定報酬の合計額は、16,000千円以内(うち社外取締役分は1,500千円以内)とする旨が決議されております。

(注)2 第29期定時株主総会(平成26年6月18日開催)において業績連動型株式報酬(信託期間は平成26年12月から平成31年8月(予定)までの約5年)として信託へ拠出する取締役報酬額の上限は、240百万円とする旨が決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員が業務遂行に必要となる情報が随時取得できるよう、主として総務部が窓口となり、適宜調査・提供が可能な体制となっております。また、社外取締役に対しては取締役会における経営判断に対する監督・助言に資するため、予め取締役会事務局(総務部)が議案・資料等を通知するなど、管理部門スタッフによるサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社の形態を有しておりますが、指名委員会や報酬委員会といった指名委員会等設置会社の要素を自主的に採用することで、経営の健全性・透明性向上を図っております。現在の経営体制を形成する機関・機能は、次のとおりであります。

・取締役会

取締役会は社外取締役2名を含む10名から構成されており、機動的な経営判断を可能にするため原則として月に1回開催しております。社外取締役を選任することで、多様な視点からの監督機能の強化を図っております。取締役会の内部委員会については、前述「【取締役関係】指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」に記載の通りであります。

・執行役員制度

平成11年6月から執行役員制度を導入しており、監督と執行の分離を明確にし、外部環境の変化に迅速な対応ができる体制を構築しております。現在11名の執行役員を各々の事業における責任者として配置し、権限委譲を行っております。常勤監査役も出席する執行役員会議を原則として毎月1回開催し、各部門から現状報告や提案がなされ、業務執行に関する具体的な対策等を決定しております。

・監査役会

監査役会は社外監査役2名を含む4名から構成されております。監査役監査については、監査役会において決定した監査計画に基づき、監査役監査実施基準及び内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠して監査を実施しております。期中監査としては重要会議への出席や業務執行に係る書類の内容確認及び実査等を行い、期末監査としては会社法並びに関連法令に基づく書類の確認や業務監査として取締役の職務遂行に係る監視をそれぞれ行っております。また、常勤監査役は取締役会以外の会議にも出席し、取締役の職務執行を監視できる体制となっております。社外監査役のうち1名は公認会計士としての専門的知見や企業の経営・監査役の実務経験に基づき、もう1名は弁護士としての専門的知識と豊富な経験を活かし、監査体制の客観性を高める役割を担っており、重要会議における質問・発言等を通じた、多角的な視点からの経営監視機能を果たしております。

・会計監査

当社では、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、直前事業年度末現在、業務を執行した公認会計士は松本尚己氏及び構康二氏の2名であり、継続監査年数は松本尚己氏が4年、構康二氏が7年であります。会計監査人は監査室が行った業務監査の内容や監査結果の閲覧、監査室担当者との意見交換等により会社の実態を把握し、会計監査業務の補完を行っております。

・役員選任(指名)に関する事項

取締役の選任に当たっては、人格・能力・経験等を総合的に勘案し、その候補者を指名委員会が取締役に推薦し、取締役会での候補者の確定、株主総会における決議を経て決定しております。指名委員会における社外取締役候補者の推薦に際しては、東京証券取引所が定める独立役員確保も念頭に置いた検討が行われることとなっております。

監査役の選任に当たっては、監査役としての資質を満たす候補者を代表取締役が監査役会に提案し、会社法の規定に基づく手続き(監査役会の同意)の後、株主総会における決議を経て決定しております。また、社外監査役から独立役員を指定する場合には、当該候補者が独立役員となりうることに ついても、監査役会の同意を得ることとしております。

社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては、原則として候補者とする際に当該社外役員が所属する法人等及び本人と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、独立性を有した者を招聘することとしております。

・役員報酬の決定に関する事項

取締役の報酬については、前項「取締役報酬関係」に記載の通りであります。

監査役の報酬につきましては、月額固定報酬のみであり、年次賞与は支給しない方針としております。監査役の月額固定報酬につきましては、株主総会で承認を受けた監査役報酬額の範囲内において会社法第387条第2項の規定に基づき、監査役の協議によって決定しております(注)。(注) 第28期定時株主総会(平成25年6月18日開催)において監査役の月額固定報酬の合計額は、5,500千円以内とする旨が決議されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では執行役員制度を導入しており、経営における監督と業務執行の分離することで、責任の明確化と経営の効率化を図っております。また、社外取締役(2名)と社外監査役(2名)を選任することで多様な視点による監督/監査機能を強化しており、さらに一般株主との利益相反が生じない立場での監督/監査を充実させるため、社外取締役から2名、社外監査役から1名の計3名を独立役員として指定しております。会社の基本的な機関設計は監査役設置会社となりますが、任意で取締役会の内部委員会(指名委員会・報酬委員会)を設け、取締役の選任や報酬の決定プロセスを含む経営の客観性・透明性を高めております。

以上が有効に機能していると判断しているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	概ね法定期日の1週間以上前に発送するよう努めております。また、招集通知の発送に先駆け、東京証券取引所及び当社ウェブサイトにおいて招集通知を掲載するよう取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の5～10営業日前に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算後と第2四半期決算後の年2回、説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、事業報告書、インベスターズガイド等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理方針を定めており、その中でステークホルダーの立場の尊重も規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムの基本方針】

- 取締役は、「内部統制に関する取締役行動指針」に基づき、公正かつ適切な経営の実現を図るとともに、内部統制に関して従業員への周知徹底を行う。
- 市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。不当要求に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図る。
- 「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告を含む企業情報の信頼性向上」、「法令遵守」、「資産の保全」を目的として、マネジメントプロセスと統合した内部統制システムの構築を目指す。
- 社長は、内部統制担当取締役ならびに取締役会の下に設置するコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会からの提言を考慮し、内部統制システムの整備を推進する。

内部統制の体制整備のために以下のとおり取り組む。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、行動の基準・規範を示した「内部統制に関する取締役行動指針」を遵守し、法令遵守は当然との認識のもと、高い倫理観をもって公正かつ適切な経営を実践し、社内組織において率先垂範する。
- ・取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ・取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役を含む非業務執行取締役の招聘を推進する。
- ・取締役の職務執行状況は、監査基準に基づいた監査役監査を受け、社会的信頼性に応える良質な企業統治体制を確立していく。

(2) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

a. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る文書の管理基準及び管理体制に則り、法令及び社内規則に基づき作成、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。

b. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理を経営の重要課題の一つと認識し、リスク管理委員会を設置する。
- ・リスク管理委員会は、リスク方針及びリスク管理規程に基づき、会社全体のリスクを把握、分析、評価し、優先的に対応すべきリスクを選定してそのモニタリングを行うとともに取締役会に状況報告を行う。
- ・リスク管理規程に基づいて抽出されるリスク(リスク管理委員会で扱うものは除く)については、担当する執行役員が具体的な対応方針及び対策を策定、実行し、継続的に改善を行うとともに、重要度の高いものは執行役員会議に報告する。

c. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度により経営と業務執行を分離し、取締役会は経営理念を踏まえた経営の基本方針および重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - ・取締役会は、経営目標を明確化するため、経営計画を決定する。各部門の執行役員は、経営計画達成のための戦略を策定、遂行する。
 - ・経営計画進捗状況は、各部門の執行役員で構成する執行役員会議等において管理を行い、取締役会は、経営計画進捗状況の報告を受ける。
 - ・適正かつ効率的な職務執行体制の確保のため、決裁権限等各種規程の見直しを随時実施する。
 - ・経営の意思決定等を迅速かつ効率的に行うため、取締役会を原則として月1回開催し、その他必要に応じて適宜開催する。
- ##### d. 当社使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・従業員は、行動の基準・規範を示した倫理方針及びコンプライアンス規程を遵守する。
 - ・コンプライアンス委員会は、教育・啓蒙を含むコンプライアンス体制や情報セキュリティ体制をモニタリングするとともに取締役会にそれらの体制の整備および運営の状況を報告する。
 - ・社内及び会社が指定する第三者機関を受付窓口とした通報制度による内部・外部からの情報を通じ、また、社内における事故・不祥事対応フローに則り、事態の早期把握・未然防止に努める。通報者に対しては、希望した場合には匿名性を保証し、不利益とならないことを確保する。
 - ・内部監査によるコンプライアンスへの適合性の確認・徹底を図る。

(3) 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

a. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・子会社の取締役等が事業計画に基づき業務を遂行した結果については、関係会社管理規程に則り当社主管部署に報告させる。また、業務執行上の重要事項は決裁基準に基づき当社の決裁もしくは報告を求める。

- ・子会社の取締役等を当社執行役員が兼任することでモニタリングを行い、必要に応じて各子会社の状況は当社取締役会において報告される。

b. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・子会社を含めたリスクマネジメントに関する規程としてリスク管理規程を定める。また、各種規程に基づき当社の主管部署に対して子会社から定期的な報告が行われるほか、主管部署は必要に応じて臨時報告を得る。

c. 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・子会社における取締役会等を通じ、各社における事業状況の報告が行われ、子会社の取締役等は必要に応じて当社の関連部署および担当執行役員と協議・報告を行う。

d. 当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・子会社を含む企業集団を対象とした倫理方針を策定し、コンプライアンス委員会を中心として企業倫理の遵守のための施策を講じる。また、コンプライアンス規程に基づき、事業活動における法令等の遵守について継続的な実践を図る。

e. その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・主管部署が中心となって全般的な統制のモニタリングを行い、企業集団内における各種規程等の遵守をはじめとした内部統制システムの徹底を図る。

(4) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- ・財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- ・財務報告の信頼性を確保するために、監査室が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告する。
- ・必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

(5) 監査役監査が実効的に行われるための体制

- ・監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとり、また、重要な稟議書や報告書を随時閲覧可能な体制とする。
- ・取締役は会社に重大な損害を及ぼす恐れがある事実や不正行為等を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ・監査役の求めに応じて、取締役及び従業員は速やかに業務執行状況を報告するとともに、内部通報制度を通じて、従業員は直接、監査役に通報することが可能な体制とする。
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。

b.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の事前の同意を得る。

c.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役は監査役スタッフとの連携体制が実効的に運用されるよう、取締役または取締役会に体制の整備を要請する。

d.当社監査役への報告に関する体制

・当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

監査役監査基準に基づき監査役は取締役及び使用人に対して事業の報告を求め、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。

・当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社及び子会社から成る企業集団におけるコンプライアンス経営を実践するため、監査役を窓口とする内部通報制度を設ける。

e.前記d.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社は、報告者が報告等を行ったことを理由として解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことをコンプライアンス規程において定め、また、報告者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じる。

f.監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役が職務の執行上必要と認める費用については監査計画に基づき予め予算化するとともに、緊急または臨時に支出した費用については

会社に対して事後償還の請求ができる旨を監査役監査基準で定める。

g.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査室と緊密な連携を保つとともに、取締役の許可を得ることなく、必要に応じて監査室を監査役スタッフとして活用する。

・代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。

・監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合は公認会計士・弁護士等の外部専門家を活用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

前記「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」のとおり、内部統制システムの基本方針において、市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断すること、また、不当要求に対しては、外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図ることを定めております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

反社会的勢力の排除に関する取組みとして、取締役及び従業員がとるべき行動の基準・規範を示した「倫理方針」では「反社会的勢力との関係断絶」の項目を設け、反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度で一切の関係を断絶する旨を周知させております。また、外部のデータベースサービスを活用し、不透明な取引を未然に防ぐよう努めるとともに慎重な対応を行っております。

不当要求の対応にあたっては、弁護士・警察・神奈川県企業防衛対策協議会等の外部専門機関との連携を密にし、総務部を中心とした体制構築を図っております。社内において「反社会的勢力への対応フロー」を策定しており、社員教育を定期的、継続的に行ってまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制】

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図に関しては、別記「コーポレート・ガバナンス体制についての模式図」をご参照ください。

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりであります。

当社は、金融商品取引法をはじめとする会社情報の開示に関する法令や東京証券取引所が定める適時開示規則等を遵守し、投資判断に重要な影響を与える重要情報につき、適時適切な開示に努めております。

重要な会社情報は、情報取扱責任者(管理部門担当役員)が一元的に集約し、会社として把握・管理しております。開示過程では、情報取扱責任者及び情報開示実施担当部署(総務部)が情報等を管理し、重要事項に関する情報が開示前に社内外へ漏洩することを防ぐ体制を整えております。また、社内規程の整備、社員等による自社株式売買の管理及び社員教育等を通じ、インサイダー取引の防止に努めております。

取締役会で承認または決議された事項については、その内容が適時開示規則における決定事実該当する場合、情報取扱責任者の指示により速やかに開示いたします。また、決算に係る情報や業績予想等に関する開示についても、原則として決定事実と同様の手続きにより開示いたします。適時開示規則における発生事実については、開示の要否を含め、取締役社長と情報取扱責任者が中心となって協議を行い、開示が必要と判断したものを遅滞なく開示いたします。なお、上記の決定事実・発生事実等の内容について、開示後に訂正や修正等、変更すべき事情が生じた場合、原則として取締役社長と情報取扱責任者による協議の上、速やかに適時開示を行うものいたします。以上の内容については別記「適時開示体制の概要(模式図)」もご参照ください。

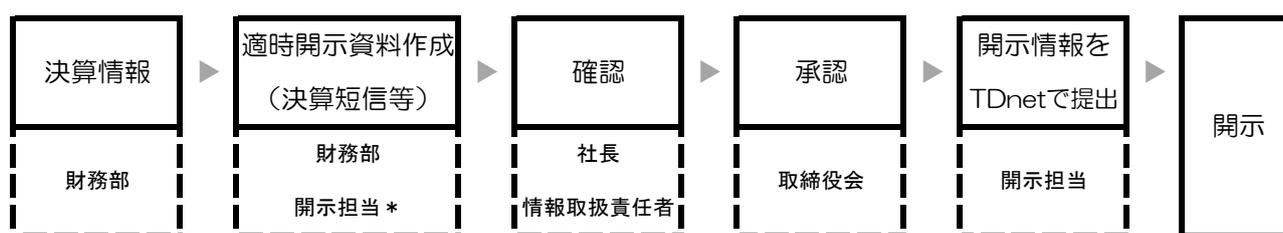
このような開示手続において、重要情報が適時適切に然るべきプロセスを経て実施されているかについては、内部監査部門(監査室)による情報開示実施担当部署へのヒアリング等を通じ、情報管理に係る整備や開示手続の適法性等に関するモニタリングが行われております。

(参考資料2)

適時開示体制の概要 (模式図)

東京証券取引所が定める適時開示に関する諸規則等に基づき、当社グループにおいて対外的な発表が必要となる重要情報は、次の体制・手続きにより開示されます。

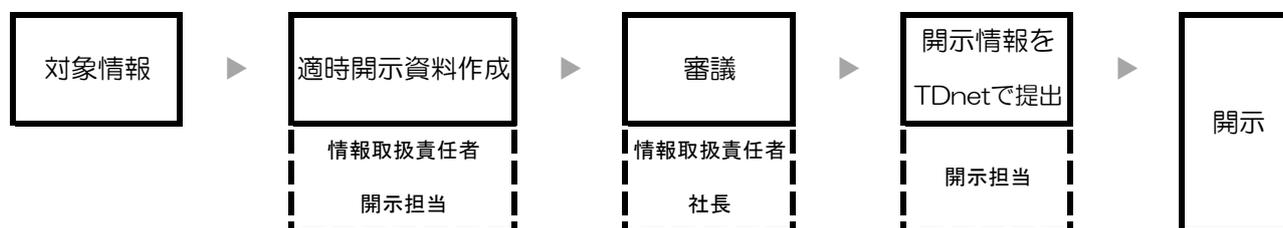
決算情報



決定事実



発生事実・その他重要情報



* 「開示担当」である総務部が情報開示担当部署として情報の管理を行っております。